諮問番号：平成２８年度諮問第１３号

答申番号：平成２８年度答申第１０号

答　申　書

第１　審査会の結論

　　　大阪府大阪自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年７月２９日付けで行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号。以下「条例」という。）に基づく中古商品自動車に係る自動車税減免不承認処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人

　　納期限前に審査請求人から自動車税コールセンター（以下「コールセンター」という。）に問い合わせたが、コールセンターの説明が曖昧で分かりにくかったため、納期限内に納付ができず、中古商品自動車に係る自動車税の減免措置を受けられなくなった。

したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）　本件に係る法令の規定について

　　ア　自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、４月１日を賦課期日としてその所有者に課することとされている（地方税法（以下「法」という。）第１４５条第１項及び第１４８条）。また、自動車税の課税客体である自動車の具体的認定に当たっては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）第４条に規定する自動車登録ファイルの登録の有無によって差し支えないものと解されている。

　　　　また、賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって、自動車税を課することとされている（法第１５０条第２項）。

　　イ　道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例に定めるところにより、自動車税を減免することができるとされている（法第１６２条）。

　　　　そして、条例において、大阪府知事は、中古自動車販売業者であって、大阪府税規則（以下「規則」という。）で定める要件を備えたものが賦課期日において、商品として所有し、及び展示し、並びに車両法第４条に規定する登録を受けている自動車（以下「中古商品自動車」という。）で、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することとされている（条例第７４条第１項）。

　　ウ　上記イで述べた規則で定める要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとされている（規則第４０条の８）。

(ｱ) 自動車税について滞納がないこと。

　　　(ｲ) 条例第７４条第１項の規定により減免を受けようとする自動車税の賦課期日の属する年度に係る自動車税について納期限までに納付していること。

　　　(ｳ) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過していること。

　　　(ｴ) 地方税に係る滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から２年を経過していること。

（２）　本件減免申請が減免すべき要件に該当するか否かについて

　　　　審査請求人は、本件自動車に係る平成２８年度の自動車税について、納期限前にコールセンターに問い合わせた際、コールセンターの説明が曖昧で分かりにくかったため、納期限内に納付ができなかったことを理由として、本件処分の取消しを求めているものと解される。

これについて検討したところ、次のとおりである。

　　ア　上記（１）イ及びウで述べたとおり、中古商品自動車に係る自動車税

　　　の減免を受けるためには、減免を受けようとする自動車税の賦課期日に属する年度において、所有する自動車に係る自動車税を、納期限までに完納している必要がある。この所有する自動車とは、所有する全ての自動車のことをいう。

　　イ　これを本件についてみると、審査請求人が所有する本件中古商品自動車（自動車登録番号「○○○」、「○○○」及び「○○○」に係る自動車をいう。以下同じ。）に係る平成２８年度の自動車税については、納期限である平成２８年５月３１日に納付されているものの、審査請求人が所有する自動車（自動車登録番号「○○○」。以下「本件自動車」という。）に係る平成２８年度の自動車税は、納期限後の平成２８年６月８日に、同年５月１２日廃車までの月割をもって課される税額６,６００円を納付している。しかし、やむを得ず、廃車月までの月割をもって課される税額を納付する場合においても、中古商品自動車に係る自動車税の減免を受けるためには、納期限までに納付する必要がある。

　　　　したがって、審査請求人が所有する全ての自動車に係る自動車税を納期限までに納付しているという上記アで述べた要件、つまり上記（１）イ及びウの要件を満たしていると認めることはできない。

　　ウ　審査請求人は、納期限までに納付できなかったのは、コールセンターの説明に原因があるかのような主張をしているが、中古商品販売業者が所有する中古商品自動車の減免要件を定めた規則第４０条の８には、要件を満たさない者について、個別の事情を斟酌すべき旨の規定はない。そのため、理由の如何にかかわらず、審査請求人に対し、自動車税を減免することはできない。

　　　　よって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

第４　調査審議の経過

平成２９年１月４日　　諮問の受付

　　　平成２９年１月６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：１月２４日、

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１月２４日）

　　　平成２９年１月１１日　審査庁から主張書面等及び口頭意見陳述申立書

を提出しない旨の回答を受領

　　　平成２９年１月１６日　第１回審議

平成２９年１月２７日　審査庁から資料を受領

　　　平成２９年２月２１日　第２回審議

第５　審査会の判断の理由

　　　中古商品自動車に係る自動車税の減免については、法第１６２条に基づき、条例第７４条第１項において、知事は、中古自動車販売業者で規則で定める要件を備えたものが賦課期日において、中古商品自動車で、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免すると定められている。

　　　また、中古商品自動車に係る自動車税の減免の要件については、規則第４０条の８において、減免を受けようとする自動車税の賦課期日に属する年度において、自動車の所有者が所有する自動車に係る自動車税を納期限までに完納していることなど、同条各号に掲げる要件のいずれにも該当することと定められている。なお、当該所有する自動車とは、所有する全ての自動車と解されている。

　　　そこで、審査庁から提出された諮問書（審理員意見書、事件記録等）、資料等によれば、次の事実が認められる。

①平成２８年５月２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件自動車に係る平成２８年度の自動車税の納税通知を行った。②平成２８年５月１２日、本件自動車は廃車手続がなされた。③同月２５日付けで、審査請求人は、処分庁に対して本件中古商品自動車に係る自動車税の減免申請を行った。④同月３０日、審査請求人は、コールセンターに問合せをした。⑤平成２８年６月１日、コールセンターと電話交渉を行い、本件自動車に係る平成２８年度の自動車税（平成２８年５月１２日の廃車までの月割をもって課される税額　６,６００円の自動車税。以下「本件月割自動車税」という。）の納付書（当該納付書に記載されている納期限は、同年６月９日）を送付することとなった。⑥平成２８年６月８日、審査請求人は、本件月割自動車税を納付した。⑦平成２８年７月２９日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

前記認定事実によれば、審査請求人が所有する本件自動車に係る平成２８年度の自動車税については、納期限（平成２８年５月３１日）後の同年６月８日に本件月割自動車税が納付されていることが認められ、処分庁は、条例及び規則の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

ところで、審査請求人は、本件自動車に係る平成２８年度の自動車税について、納期限前にコールセンターに問い合わせた際、コールセンターの説明が曖昧で分かりにくかったため、納期限内に納付ができなかった旨主張する。

確かに、審査請求人が、平成２８年５月３０日にコールセンターに問い合わせた事実は認められる。しかしながら、コールセンターの説明が曖昧で分かりにくかったことによって、あるいは、その他特別の事情によって、審査請求人が納期限内に納付ができなかったことを認めるに足りる証拠がない。

したがって，この点についての審査請求人の主張は採用できない。

そして、他に、本件処分が違法又は不当であることを認めるに足りる証拠はない。
　以上によれば、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　野一色直人

委員　　　　　松村　信夫